

# 神奈川県県税条例施行規則の一部改正の概要

令和5年10月

税制企画課

## 1 改正の理由

令和5年10月16日から地方税共通納税システム（地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムを通じて地方税の納税手続を電子的に行うシステムをいう。以下同じ。）の対象税目に、県たばこ税及びゴルフ場利用税が追加されることに伴い、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容

地方税共通納税システムを経由して納付又は納入できる徴収金の規定に、県たばこ税及びゴルフ場利用税を追加した。（第7条関係）

## 3 施行期日

令和5年10月16日